

## 第2章 市税の窓口

### 1. 市税の取扱窓口

税の窓口は、国税は税務署、県税は県税事務所など、税の種類によって違います。那覇市では市税の取扱窓口が市民税課、資産税課、納税課の3つに分かれています。

市税についての疑問や相談したいことなどがある場合は、次のところにお問い合わせください。



	担当している税目など	お問い合わせ内容
<b>市民税課</b> 098-862-9903	<ul style="list-style-type: none"><li>・軽自動車税</li><li>・市たばこ税、入湯税</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・軽自動車税、原動機付自転車等の申告（登録、名義変更、廃車）</li><li>・市たばこ税、入湯税の申告</li><li>・市税の証明受付、交付</li></ul>
<b>市民税課</b> 098-861-3328	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民税 （個人・法人）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人の市民税の申告受付</li><li>・法人の市民税の申告受付</li><li>・その他市民税に関すること</li></ul>
<b>資産税課</b> 098-862-5320	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産税</li><li>・事業所税</li><li>・特別土地保有税</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・縦覧帳簿の縦覧</li><li>・住宅用地の申告</li><li>・家屋の新築、滅失の申告</li><li>・償却資産の申告</li><li>・事業所税の申告受付</li><li>・特別土地保有税に関すること</li><li>・その他資産税に関すること</li></ul>
<b>納税課</b> 098-861-6902	<ul style="list-style-type: none"><li>・市税の収納</li><li>・那覇市固定資産評価審査委員会に関すること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市税の納税相談</li><li>・口座振替に関すること</li><li>・督促状や催告書に関すること</li><li>・過誤納還付金に関すること</li><li>・その他納税に関すること</li></ul>

## 2. 市税証明書の種類及び取扱窓口

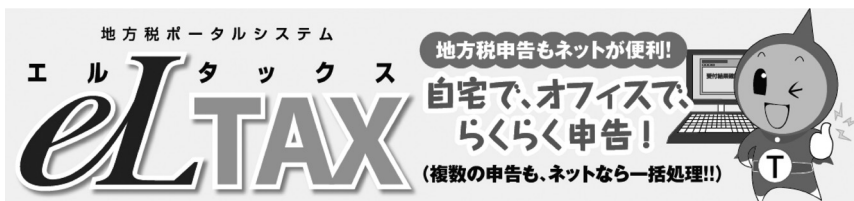
市税証明書の発行は、市民税課、資産税課で取り扱うほか、次のとおり、市税証明書の種類に応じ、各支所及びコンビニでも取得できます。(但し、コンビニでの取得については、マイナンバーカードを所有している方で、那覇市に住民登録している方のみとなります。)

種類	取扱窓口	手数料	証明書内容
所得証明書	◇市民税課  ◇各支所 (真和志、 首里、小禄)  ◇コンビニ※1 (全国のファミリー マート、ローソン、 セブンイレブン等)	1枚につき 300円 (ただし、コンビニ での取得について は、200円)	申告当該年度の所得の種類・金額等 が記載されます。
所得証明書 (全項目)			申告当該年度の所得の種類及び金額 等、課税額、扶養等の控除額が記載 されます。
課税証明書			申告当該年度の所得の種類及び金額 等、課税額が記載されます。
資産評価 証明書※2			物件の町名・地番・地積又は床面積・ 地目又は種類・評価額等が記載され ます。
資産物件 証明書※2			物件の町名・地番・地積又は床面積・ 地目又は種類等が記載されます。
資産公課 証明書※2			物件の町名・地番・地積又は床面積・ 地目又は種類・評価額、課税標準額、 税額等が記載されます。
無資産証明書	◇市民税課  ◇各支所 (真和志、 首里、小禄)	1枚につき 300円	土地・家屋の登載事項がないとき証 明されます。
納税証明書 ※2			賦課税額・納付済税額・未納税額等 が記載されます。
扶養証明書			税法上の控除対象配偶者及び扶養親 族であることが記載されます。
営業証明書	◇市民税課のみ		個人及び法人の営業所在地・名称が 記載されます。
申告書等 の写し			市県民税申告書等の写し
名寄帳 の写し	◇資産税課のみ		那覇市に所有する全物件(土地・家屋・償 却資産)の町名・地番・地積又は床面積・ 地目又は種類・評価額、課税標準額、全物 件合算の年税額等が記載されます。

※1 証明書は最新年度のみ発行可。物件の指定・無資産・共有・51件以上の証明は発行不可。

※2 法人の納税証明書、競売等申立用の資産証明書は市民税課のみで発行になります。

### 3. 電子申告eLTAX（エルタックス）について



那覇市では、eLTAX（エルタックス）による電子申告を導入しております。給与支払報告書などの提出は、eLTAX を利用した電子申告をご利用ください。

電子での受付開始により、地方税の手続きが郵送や窓口に出向くことなく、自宅やオフィス等からインターネットを利用して行うことができます。

#### ■eLTAX（エルタックス）とは？

eLTAX とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告及び申請・届出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。eLTAX は、地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。

#### ■eLTAX のご利用方法

初めてエルタックスをご利用する場合には、eLTAX のホームページから利用届出を行い、利用者IDを取得する必要があります。利用届出を行うには、インターネットに接続されているパソコン、メールアドレス、電子証明書等が必要となりますので、詳しくは eLTAX ホームページをご確認ください。

eLTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



#### ■利用できる手続き

税目	利用できる申告等	税目	利用できる申告
市・県民税 (特別徴収関係)	給与支払報告（総括表・個人別明細書）	法人市民税	法人市民税の申告
	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出		法人設立・設置届出
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出		異動届
	普通徴収から特別徴収への切替申請	事業所税	事業所税の申告
	退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出		事業所等新設・廃止申告等
	公的年金等支払報告	固定資産税	償却資産の申告

#### ■電子申告（eLTAX）ご利用に関するお問合せ

- eLTAX ヘルプデスク：電話：0570-081459 ハイソング（IP 電話や PHS などをご利用の場合：03-5521-0019）
- 受付時間：月曜～金曜、午前 9 時～午後 5 時
- 休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）